

令和7年 第3回農業委員会議事録

令和7年3月25日午後1時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

14 番 (笹原 光政) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報第 5 号	令和 7 年度尾花沢市農作業標準賃金について
議第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議第 10 号	尾花沢市農用地利用集積計画について
議第 11 号	尾花沢市農用地利用集積等促進計画について
議第 12 号	尾花沢市農業委員会「令和 7 年度最適化活動の目標の設定」について

令和 7 年 第 3 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 7 年第 3 回通常総会を 3 月 2 5 日（火）市役所大会議室において午後 1 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。14 番笹原光政委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 18 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、今日は午前中から残雪調査、午後から総会と一日大変ご苦労様です。3 月に入りまして今日残雪調査行いましたけれども、大分雪が少なくなり、順調に農作業が始まるのではと思っております。皆さん十分体には気を付けて、作業なされるようお願いいたします。まして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和 7 年第 3 回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10番後藤一彦委員、11番本間俊悦委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、局長補佐をして報告いたさせます。局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

（事務局 渡辺係長）

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から9頁をご覧ください。案件は25件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ売買するものが2件、別人への貸借を予定するものが16件、同人への貸借を予定するものが1件、中間管理機構へ貸付をするものが1件です。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第5号「令和7年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

それでは私より、報第5号「令和7年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は10頁、11頁です。

3月13日に、令和6年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会が開催されたところであります。当協議会は、農業委員会から鈴木会長、星川敬夫職務代理、本間農政専門委員長を、他に農作業受託農家代表2名、農作業委託農家代表2名、ほかに関係機関から、北村山農業技術普及課、みちのく村山農協、山形県農業共済組合の方々を委員として委嘱しております。農作業受託農家代表には、農業委員の高橋央委員があたっております。その協議会で農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。

算定の経過でございますが、指標としております、山形労働局、労働基準監督署で示した山形県の1時間あたりの最低賃金は、5年10月は900円でしたが、6年10月時点では、955円、55円の上昇でございました。電気代、使用電力料金、水道代は据置きでした。燃料代は指標のレギュラーガソリン、軽油、灯油いずれも算定対象期間の4月から10月の期間では、前年の同じ期間と比べて4円増でございました。これらを勘案しまして、令和7年度の農作業標準賃金を議案書11頁記載のとおり策定協議会で決定しました。各作業賃金隣の括弧書きは、前年との比較でございます。

田植えの料金について、側条施肥ありが100円増、田植えのみが500円増としております。これは、本市の場合はこれまで側条施肥ありとなしでは差が3割近くありましたが、県内の農作業料金を比較したところ、側条施肥ありとなしでは差が1割程度のところがほとんどでした。今回はこの点を考慮し、側条施肥ありとの乖離を縮小するため、側条施肥の8割程度で算出しています。

なお、この標準賃金ですが、あくまでも標準として提示するもので、最終的には農地の条件や作業内容等を含めて委託者と受託者との間で決定していただくものでございます。

内容をご承認いただければ、4月1日市報お知らせ版に、先月承認されました令和6年の賃借料情報とともに掲載する予定です。

以上、報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(6番 西塚委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が14件、賃貸借権の設定が16件です。

12頁のNo.1から14頁のNo.14までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが9件、労力不足によるものが4件、その他贈与によるものが1件です。

15頁のNo.15から18頁のNo.30までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが2件、労力不足によるものが8件、高齢化による経営縮小によるものが3件、相手方の要望によるものが3件です。

No.1からNo.30は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。6番 西塚孝也委員復席願います。

(6番 西塚委員 復席)

(議長)

次に、議第10号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 10 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 19 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規 1 件です。申請地は、すべて農振農用地区域内の土地で面積が 2, 553 m²です。

続いて、対象人数は、相対の賃貸借の新規が出し手 1 名、受け手 1 名です。

10 a 当たり借賃は 1 万円です。

20 頁は、個別状況です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 10 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 11 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 11 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
議案書 21 頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、公益財団法人やまがた農業支援センターで口座振替を行う賃貸借が 16 件、無償や支援センターが預からない米による物納等の契約で口座振替を行わないため使用貸借となるものが 2 件です。

申請地は農振農用地区域内が 99, 524 m²、区域外が 559 m²です。地域計画決定公告前ですので、すべて未編入の土地です。

対象人数は賃貸借が出し手 15 名、受け手 6 名、使用貸借が出し手 2 名、受け手 2 名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

22 頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 5 項の 1 号から 6 号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 12 号「尾花沢市農業委員会令和 7 年度最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

議第 12 号「尾花沢市農業委員会令和 7 年度最適化活動の目標設定について」ご説明いたします。議案書は 30 頁からです。報告様式が縦になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。

1・農業委員会の状況でございます。令和 7 年 4 月 1 日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきまして、2020 年の農林業センサスより記載しています。2 段目の枠の右側、認定農業者につきましては、市内で 209 の経営体数です。農業委員の体制につきましては、現体制のものを記載しています。

32 頁から最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の 3 項目あり、それぞれに現状及び課題と目標記載しております。

農地の集積ですが、令和 6 年 3 月末では 68.8%の集積率となっており、令和 5 年 3 月末時点の 66.6%から 2.2 ポイント上昇している状況です。なお、令和 7 年度末時点での集計では、69.8%の見込みです。最終的な目標 80%に向けて、地域計画の実

現・見直しにより再度集積、集約化を進めていきたいと考えております。

次に遊休農地の解消ですが、現在10.0haの面積を把握いたしております。遊休農地を解消するため、農地パトロールの実施、啓発に努めてまいります。

次に新規参入の促進ですが、令和6年度の新規参入者いわゆる新規就農者は6経営体で、経営面積の合計が3.38haです。

以上を受けまして、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は毎月10日以上、活動強化月間は10月から12月までの3ヵ月間という設定にしております。

新規参入相談会への参加回数については、確実に見込まれる分として1回としたところでは。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきまして、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、農業会議の確認を受けて県へ提出することとなっております。併せまして尾花沢市のホームページでの公表を行うこととなっております。以上の件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議長)

後藤委員。

(10番 後藤委員)

10番後藤です。31頁の耕地面積の合計と32頁の耕地面積合計の差について、20haほど非農地になっているのか教えてください。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

委員お尋ねの件につきましては、両方とも国の統計の数値を使用していますが、３１頁は令和７年２月に公表された耕地面積及び作付面積統計の数値で、３２頁については、農地の集積率の現状を記載するため、昨年度、令和６年３月時点の耕地面積の数値を掲載しています。また、前年度との差が非農地になったのかということに関しましては、農水省で耕地面積の算出の仕方として、衛星画像等に基づく空中写真を活用し、ある程度、２００ｍ四方のメッシュを作成し、その中から調査対象を割り出し算出していると伺っております。ですので、市内全体で非農地の面積が２０ha増えたというよりも、先に述べたような調査方法によるものですのでご了承願います。

（議 長）

そのほかご質疑ありませんか。

（挙手あり）

（議 長）

高橋委員。

（７番 高橋委員）

７番高橋です。農家の概要の認定農業者の経営体数で、農業委員会調べの数が２０９で掲載されていますが、昨日開催した認定農業者の総会での数値は２１１と異なるのですが、これはどちらが正しいのか、異なる理由について教えてください。

（事務局 挙手）

（議 長）

局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

2世帯ほど乖離がある部分ですが、サポートシステムでは世帯での数となっておりますので、2世帯重複しているところによるものです。ですので、公表する場合には2 1 1世帯で修正して掲載したいと思います。

（議 長）

そのほか、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後1時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年3月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
